

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	産業廃棄物処理施設設置の許可	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>法第15条第1項の許可の申請に当たっては、事前協議等を要することとなり、詳細は同法施行規則その他要綱の定めるところによる。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （許可の基準等） 第15条の2（要旨） 次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 （1） その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 （2） その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 （3） 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （4） 申請者が※第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 ※第14条第5項「産業廃棄物収集運搬業の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」とおり</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （産業廃棄物処理施設の技術上の基準） 第12条 別紙のとおり その他第12条の2  （産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準） 第12条の2の3 別紙のとおり</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね2箇月 （政令第7条の2に定める縦覧等を要する 産業廃棄物処理施設はおおむね4箇月）
	標準処理期間を設定できない理由	

## 別紙

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十二条 法第十五条の二第一項第一号（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 二 削除
- 三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- 七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

その他第十二条の二の規定による。

(産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準)

第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。